

令和5年度使用料部会の審議の経過等について（案）

令和6年 月 日
文化審議会著作権分科会
使用料部会

1. はじめに

第23期文化審議会著作権分科会使用料部会（以下「本部会」という。）においては、著作権法に基づく文化庁長官による文化審議会への諮問事項である（1）著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について、また、関連して（2）インボイス制度施行後の裁定補償金額等における消費税相当分の取扱いについて、審議等を行った。その審議の経過等は、2. の記載のとおりである。

2. 審議状況について

（1）著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について

著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について、以下のとおり、裁定申請に基づく諮問に関し計5回の審議を行い、合計件数76件、著作物等数1,766点、補償金の総額17,452,204円について議決された。

開催回	裁定件数（件）	著作物等数（点）	補償金の額（円）
第1回	28	462	2,422,378
第2回	13	171	2,031,670
第3回	10	236	5,225,839
第4回	8	250	3,744,728
第5回	17	647	4,027,589

※補償金の額について、必要に応じて複製を複数回行う場合や公衆送信を複数回延長して行う場合にその1回の複製や公衆送信に係る補償金の額を議決している場合については、当該1回に係る補償金の額を計上している。

（2）インボイス制度施行後の裁定補償金額等における消費税相当分の取扱いについて

インボイス制度施行後の裁定補償金額等における消費税相当分の取扱いについて、意見交換を行い、当面従前どおり消費税相当分を含んで裁定補償金額等を算定すべき旨の方針を確認した。

3. 開催状況

第1回 令和5年8月1日（火）

- (1) 使用料部会長の選出等について
- (2) 著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (3) その他

第2回 令和5年9月26日（火）

- (1) 著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (2) インボイス制度施行後の裁定補償金額等における消費税相当分の取扱いについて
- (3) その他

第3回 令和5年11月22日（水）

- (1) 著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (2) その他

第4回 令和6年1月24日（水）

- (1) 著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (2) その他

第5回 令和6年3月18日（月）

- (1) 著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (2) 令和5年度使用料部会の審議の経過等について
- (3) その他

4. 委員名簿

いけむら さとし
池村 聡 弁護士

いしあら ともき
石新 智規 弁護士

◎ たかべ まきこ
高部 真規子 弁護士

○ ちゃえん しげき
茶園 成樹 大阪大学大学院高等司法研究科教授

まえだ たけし
前田 健 神戸大学大学院法学研究科教授

※◎は部会長、○は部会長代理

(以上 5名)